

背景・意義

- 保護主義的な動きや新興国による市場歪曲的な措置(産業補助金、強制的な技術移転等)
- WTOドーハ・ラウンド停滞、現代化の必要性(電子商取引、投資、紛争解決、透明性向上等)

自由で公正なルールの構築を主導し、貿易自由化を推進する立場から、貿易自由化の旗手として世界に範を示すべく、本協定を締結(2019年2月発効)。

世界貿易の約1/3を占める世界最大級の自由な先進経済圏が誕生。

(2024年時点で、EUの貿易総額は13.3兆ドル(シェア27.6%)。日本の貿易総額は1.5兆ドル(シェア3.0%))



<EU概要>

構成国 27か国

(ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン)

総人口:4億4920万人(2024年)(日本の約3.6倍)

実施体制

- 原則として年1回、**合同委員会**(閣僚級)を実施。これまで計5回実施しており、直近は2024年7月、上川大臣とドムブロウスキ欧州委員会上級副委員長との間で実施。
- 12分野の**専門委員会・作業部会**を事務レベルで着実に実施。

(注:合同委員会の下に設置され、次の分野について原則として年一回実施。専門委員会:(1)物品の貿易、(2)原産地規則及び税関、(3)衛生植物検疫措置、(4)貿易の技術的障害、(5)サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引、(6)政府調達、(7)知的財産、(8)貿易及び持続可能な開発、(9)規制に関する協力、(10)農業分野における協力、作業部会:(1)ぶどう酒(2)自動車及び部品)

発効後の主要な進捗

- 本協定の発効後、日EU間の貿易は、新型コロナの影響による減少はあったものの、2021年にはコロナ前の水準にまで回復し、以降も堅調に増加。**全体として拡大傾向**。
- 保護の対象となる**地理的表示(GI)**の追加を計3回実施(2023年には日本側GIを20件追加)。現在、日本側GIについては全体で131件の地理的表示(GI)を保護。
- 2024年1月、本協定に「**データの自由な流通に関する規定**」を含めることに関する**改正議定書に署名**。同年5月、同議定書の**締結**(外交上の公文の交換)。同年7月1日に**発効**。
- 貿易と持続可能な開発、環境、労働等の実施について市民社会と相互に協力する観点から、日EU双方の政府関係者及び**市民社会との間で共同対話**を6回実施。

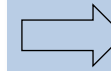
<経緯>

2013年 3月	交渉開始決定
2017年 7月	大枠合意
2017年12月	交渉妥結
2018年 7月	署名
2018年12月	締結
(外交上の公文の交換)	
2019年 2月	発効

(注)英国については、EU離脱に伴い、2020年10月に**日英EPA**に署名、2021年1月発効。

日本産品のEU市場へのアクセス

EU側関税撤廃率： **約99%**（注1）（注2）



工業製品

- **100%の関税撤廃。**
- **乗用車**（現行税率10%）：**8年目に撤廃。**
- **自動車部品**：**9割以上が即時撤廃**（貿易額）。
- 一般機械、化学工業製品、電気機器：約9割が即時撤廃（貿易額）。
※一般機械：86.6%、化学工業製品：88.4%、電気機器：91.2%。

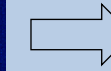
農林水産品等

- **牛肉、茶、水産物**等の輸出重点品目を含め、**ほぼ全品目で関税撤廃**（ほとんどが即時撤廃）。
- **日本ワイン**の**輸入規制の撤廃**（醸造方法の容認、業者による自己証明の導入）。**酒類の全ての関税を即時撤廃**。自由な流通が可能。
- 農産品・酒類（日本酒等）に係る**地理的表示（GI）の保護**を確保。

工業製品： 大企業のみならず、メーカーに部品を納入する中小企業にも裨益。
農林水産品： 4億人を超えるEU市場への**日本産農林水産物輸出促進**に向けた環境を整備。
酒類： **輸出拡大**と**GI保護**による**ブランド価値向上**。

EU産品の日本市場へのアクセス

日本側関税撤廃率： **約94%**（農林水産品：約82%、工業品等：100%）（注1）



工業製品

- 化学工業製品、繊維・繊維製品等：**即時撤廃**。
- 皮革・履物（現行最高税率30%）：**11年目又は16年目に撤廃**。

農林水産品等

- **コメは、関税撤廃・削減等の対象から除外**。
- **麦・乳製品の国家貿易制度、砂糖の糖価調整制度、豚肉の差額関税制度は維持**。関税割当てやセーフガードを確保。
- **ソフト系チーズは関税割当てとし、枠内数量は国産の生産拡大と両立可能な範囲に留めた**。
- **牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保**。

サービス貿易・投資・電子商取引

サービス貿易・投資・電子商取引

- 原則全てのサービス貿易・投資分野を自由化。留保する例外措置・分野を列挙(ネガティブ・リスト方式)。
- 欧州で活動する日系企業のニーズに対応するルールを設定(電気通信サービス、金融規制協力等)。
- 電子商取引の安全性・信頼性確保のためのルールを整備(電子的な送信に対する関税賦課禁止、ソースコード開示要求の禁止、情報の電子的手段による国境を越える移転の制限の禁止(7月1日より)等)。

21世紀型のハイレベルなルール

国有企業・補助金

- 国有企業: 物品・サービス売買の際の商業的考慮、相手方民間企業に対する無差別待遇の付与を確保。
- 補助金: 通報義務、協議要請手続、一定の種類の補助金の禁止等を規定。

知的財産

- WTO・TRIPS協定より高度な規律を規定(営業秘密の保護、著作権の保護期間を著作者の死後70年に延長等)。
- 地理的表示(GI)の高いレベルでの相互保護。日本側GIは131件(「神戸ビーフ」、「タ張メロン」、「薩摩」、「日本酒」等)。

規制協力

- 日EU双方の規制当局が、貿易・投資に関する規制措置について、事前公表、意見提出の機会の提供、事前・事後の評価、グッドプラクティスに関する情報交換等を行う。